最終更新日：2015年12月2日
株式会社ユニバンス
代表取締役社長　村松　通泰
問合せ先：取締役　櫻井　芳久
証券コード：7254
http://www.uvc.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

当社では、企業理念のもとコーポレート・ガバナンスを充実することが株主の利益を重視した経営を実現する上で重要であると考えており、経営の透明性と効率性の向上ならびに経営環境の変化へ迅速に対応するため、以下の5点を基本方針に掲げ、持続的な成長と企業価値の向上を目指してまいります。

＜基本方針＞
（1）株主の権利・平等性の確保
株主の権利を尊重し、株主の平等性を確保するとともに、適切な権利行使に係る環境整備に努めます。

（2）株主以外のステークホルダーとの適切な協働
企業理念のもと、常に人間・社会・地球の将来を最優先に考える企業姿勢、公正で透明性の高い企業活動が求められることを認識し、従業員・お客様・地域社会等様々なステークホルダーとの協働に努めてまいります。

（3）適切な情報開示と透明性の確保
会社の財務情報や、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報等の非財務情報について、法令に基づき適切な開示を行うとともに、ホームページ等においてタイムリーで有用性の高い情報を随時開示してまいります。

（4）取締役会等の責務
透明・公正かつ迅速・果断な意思決定により、企業価値の最大化を図るため、取締役会の役割・責務の適切な遂行に努めます。

（5）株主との対話
会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、株主との建設的な対話を促進するための体制整備に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

＜原則4－8．独立社外取締役の有効な活用＞
当社は、現在、高い独立性を有する社外取締役1名と社外監査役3名（うち独立性の高い監査役2名）が、緊密に連携して当社の経営監視・監督を行っており、また内部統制システムも有効に機能しています。しかし、独立社外取締役の複数名選任に対する社会的要請が高いことは十分認識しており、今後もその必要性等については取締役会で検討します。

＜原則4－9．独立社外取締役の独立性判断基準及び資質＞
当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に則り独立か否かを判断しています。現状1名の選定理由は、当報告書記載のとおり、企業経営における幅広い知識と高い見識に基づき、客観的で広範かつ高度な視野から当社の経営を監督でき、また、一般株主と利益相反の生じる恐れがないという観点で選定しています。当社独自の独立性判断基準の策定・開示については、今後検討していきます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

＜原則1－4．いわゆる政策保有株式＞
○政策保有に関する方針
当社が行う事業において、今後も成長を続けていくために、様々な企業との協力関係が必要と考えております。そのため、事業戦略、取引先との事業上の関係などを総合的に勘案し、中長期的な企業価値の向上に必要な場合に政策保有株式として保有しています。
また、主要な政策保有株式については、取締役会にてそのリターンとリスクなどを踏まえた中長期的な経済合理性や将来の見通しを検証し、これを反映した保有のねらい・合理性について説明を行います。

○議決権行使の基準
議決権の行使は、画一的な基準で賛否を判断するのではなく、当該投資先企業の経営方針・戦略等を十分尊重した上で、中長期的な企業価値の向上につながるかどうか等の視点に立って判断を行います。

＜原則1－7．関連当事者間の取引＞
当社は、株主の皆様の共同の利益を害することがないよう、取引先等との関係について、明確かつ客観的な判断基準に基づいて、常に公平・公正な取引を行うことをコンプライアンスマニュアルに定めています。
また、取締役会規定では、関連当事者間の取引に関する決議について、「該当する特別の利害関係を有する役員は、議決に加わることができないこと」、「この場合には、その取締役の数は出席した取締役の数に参入しないこと」を定めております。さらに、当社取締役、監査役に対しては、関連当事者との取引に関する調査を毎期実施しており、関連当事者の取引について管理する体制を構築しております。
なお、法令等の開示基準に沿って、関連当事者間の取引の内容について、株主総会招集通知等へ開示しております。

＜原則3－1．情報開示の充実＞
（1）会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
当社グループは、昭和12年の設立以来、常にお客様第一を考え、最適な製品を提供し、競争力ある提案型企業を目指した経営活動を推進しております。創業の精神であります「常に今よりも高きものに」のもと、駆動系製品の専門メーカーとして「魅力ある商品」を創造し、お客様のベストパートナーと成り得る活動を積極的に進めております。
中期経営戦略につきましては、ユニバンスは「独立メーカーとして技術を中心に生きていく」を中期経営ビジョンに掲げ、一つ目は「全社体質改善の徹底により、足元を固め筋肉質な企業体を築くこと」、二つ目として「市場、顧客ニーズに合致した高付加価値製品を効率的にビジネス展開すること」を中期経営方針として、事業構造改革に取り組んでいます。
自動車業界において、完成車メーカーの現地生産と自動車部品の地産地消化が高まる中、グローバル競争を勝ち抜くため、製品・技術開発力強化、グローバル調達と海外拠点の強化を推進させ、製品競争力と収益力の向上に取り組んでまいります。
また、高収益企業を目指し、〝ユニバンス流ものつくり(=UNIVANCE Production Way)〟の革新と新技術の実用化による次世代ビジネスの確立を推進してまいります。
今後も、中・長期を見据えた連結経営としての将来に向けた更なる「経営革新」を図り、当社グループ一丸によるグローバルな企業価値向上に取り組んでまいります。

（2）本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
上記「基本的な考え方」欄に記載。

（3）取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
当社の取締役報酬は、定額報酬、業績連動賞与の2本立てとし、株主総会においてご承認頂いた報酬枠の範囲内で決定しております。このうち、定額報酬については、各取締役の職務と責任、業績を基準に他社水準等を勘案し、取締役会の委任を受けた代表取締役が取締役会に諮って決定します。定額報酬とは別に、各事業年度の業績に連動した業績連動賞与を導入し、企業業績を取締役報酬へ反映させていくことを基本方針としております。また、長期継続的な成長、並びに企業価値の向上など株主との利害共有の視点から、月額報酬の一定額を拠出して役員持株会を通じて自社株式を購入し、在任期間中保有することとしております。
監査役報酬については、その職務の独立性という観点から定額報酬とし、株主総会でご承認頂いた報酬枠の範囲内で、各監査役間の協議に基づく適正な決定額を支給しております。
執行役員の報酬、賞与は代表取締役が取締役会に諮って決定します。

（4）取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
取締役の選任にあたっては、株主の負託に応え業務執行の監督と重要な意思決定を行うために、多様な視点、多様な経験、多様かつ高度なスキルを持ったメンバーで構成されることが重要であると考えています。
また監査役候補は、監査に必要となる豊富な経験と専門性を有する人材を選任、いずれも代表取締役の推薦をもとに選任しています。
執行役員の選定は、会社の業務に精通し人格・識見・実行力ともに優れ、その職務を全うすることのできる者を代表取締役が推薦し、取締役会にて決定します。

（5）取締役会が上記（4）を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
取締役・監査役の選任・指名については、「株主総会招集ご通知」に個人別の略歴等を示し株主総会で理由を説明、社外取締役については選任理由を「株主総会招集ご通知」に記載しています。また、執行役員の選定理由等は、代表取締役が、取締役会にて説明しています。

＜原則4－1．取締役会の役割・責務(1)＞
〇補充原則4－1－1
取締役会は、法令・定款上取締役会の専決事項とされている経営の基本方針等の業務執行の決定、ならびに取締役及び執行役員の職務の執行の監督を主な役割とし、それ以外の事項については、迅速・果断な意思決定のため、その業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任しています。
なお、取締役、執行役員への委任内容については、担当組織・業務等を「株主総会招集ご通知」にて開示しています。

＜原則4－11．取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件＞
〇補充原則4－11－1
当社では、取締役の選任にあたっては、株主の負託に応え業務執行の監督と重要な意思決定を行うために、多様な視点、多様な経験、多様かつ高度なスキルを持ったメンバーで構成されることが重要であると考えています。なお、当社の社外取締役及び社外監査役の機能及び役割としては、経営の監督及び監視機能強化を目的としております。当社経営陣から独立した立場で、豊富な知識、経験に基づき客観的な視点から当社経営陣に対し、適切な意見を述べて頂ける方を選任しております。

〇補充原則4－11－2
当社では、社外取締役・社外監査役は責務を全うするため、取締役会への出席、及び業務遂行に十分な時間を確保し職務の執行にあたるものとし、他社との兼任状況については毎年公表します。

〇補充原則4－11－3
当社の取締役会は、毎年、各取締役の自己評価をベースとして、取締役会全体の実効性について分析・評価を行います。

＜原則4－14．取締役・監査役のトレーニング＞
〇補充原則4－14－2
当社では、新任役員について、就任時「経営トップセミナー」として外部の階層別研修を受講し、就任後についても、各役員がそれぞれの責務を全うするため、随時社内外の研修をタイムリーに受講しています。

＜原則5－1．株主との建設的な対話に関する方針＞
当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、株主との建設的な対話を促進するための体制整備に努めています。決算説明やIRの他、ホームページ上での「お問い合わせ」メールへの対応、経営管理部を窓口とする株主への個別対応を実施しています。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
鈴木　一和雄	2,533,205	10.83
スズキ株式会社	1,937,200	8.28
大同特殊鋼株式会社	1,900,000	8.12
株式会社静岡銀行	956,000	4.09
株式会社ミツバ	612,200	2.62
谷　史子	539,980	2.31
谷　朗	488,769	2.09
株式会社みずほ銀行	330,000	1.41
鈴木　真保	293,090	1.25
宮本　愛子	293,090	1.25

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	輸送用機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
志藤　昭彦	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
志藤　昭彦	○	―――	企業経営における経営者としての幅広い知識と高い見識に基づき、客観的で広範かつ高度な視野から当社の経営を監督でき、また、一般株主と利益相反の生じる恐れがないため、独立役員として届出をしています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人から事業年度の監査計画の説明および監査結果の報告のほか、必要に応じ随時情報の交換を行なうことで相互の連携を高めております。また、内部監査室と相互に適時適切な情報伝達と意見交換を行い、適正かつ効率的な監査を行っております。
内部監査室と会計監査人との相互連携につきましては、定期的に情報交換を行っており、双方の監査業務の実効性の確保および向上を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
神村　保	他の会社の出身者							○						
森嶋　正	公認会計士													
藤田　英一	税理士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
神村　保		当社の大株主であるスズキ株式会社の監査役経験者	主要自動車メーカーの監査役の経験があり、高い見識を有していることから、監査体制の強化に有益であると判断しております。
森嶋　正	○	公認会計士	公認会計士として高い知見を有しており、客観的かつ中立的に独立した立場から経営の公正・透明性を監督でき、また、一般株主と利益相反の生じる恐れがないため、独立役員として届出をしています。
藤田　英一	○	税理士	税理士として高い知見を有しており、客観的かつ中立的に独立した立場から経営の公正・透明性を監督でき、また、一般株主と利益相反の生じる恐れがないため、独立役員として届出をしています。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす者をすべて独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の取締役報酬は、定額報酬、業績連動賞与の2本立てとし、株主総会においてご承認頂いた報酬枠の範囲内で決定しております。尚、ストックオプション制度は導入しておりません。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書および事業報告により、全役員の総額を開示しております。役員ごとの報酬等につきましては、1億円以上を支給している役員はおりませんので個別での記載はしておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役報酬は、定額報酬、業績連動賞与の2本立てとし、株主総会においてご承認頂いた報酬枠の範囲内で決定しております。このうち、定額報酬については、各取締役の職務と責任、業績を基準に他社水準等を勘案し、取締役会の委任を受けた代表取締役が取締役会に諮って決定します。定額報酬とは別に、各事業年度の業績に連動した業績連動賞与を導入し、企業業績を取締役報酬へ反映させていくことを基本方針としております。また、長期継続的な成長、並びに企業価値の向上など株主との利害共有の視点から、月額報酬の一定額を拠出して役員持株会を通じて自社株式を購入し、在任期間中保有することとしております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

取締役会の開催にあたっては、早めの情報提供を心掛け、事前の検討・理解を配慮するように努めております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社は、監査役会設置会社制度を採用しております。提出日における監査役5名のうち3名を社外監査役としている他、取締役任期を1年とし経営責任を明確化するとともに、経営の意思決定・監督機能と執行機能を分離するなど、ガバナンス体制の充実に努めております。

取締役会は、提出日現在、取締役5名および社外取締役1名と常勤監査役2名および社外監査役3名の11名で構成されております。取締役会は、原則毎月1回開催しており、重要事項の決裁のみならず、経営方針等について活発に議論を行っております。また、常務会を適宜開催しており、より具体的でスピーディーな経営判断がなされるよう図っております。

監査役会は、提出日現在5名で構成されており、うち2名が常勤監査役、3名が社外監査役であります。監査役には原則として財務・会計に知見を有する人材を選任するとともに、経営陣からは独立した立場にある社外監査役を選任し、業務執行に対する監査役の監督機能を充分果たせる仕組みを構築しております。また、監査役全員が取締役会に出席し、常勤監査役はその他重要な会議へも出席しております。各監査役は取締役からの聴取、重要な決裁書類等の閲覧、内部監査室および会計監査人との連携により情報の収集に努めるなど、監査役機能の強化に向けた取り組みを実施しております。

内部統制システムの整備の状況については、社長直轄の内部監査室を、他部門から独立した部門として組織しております。内部監査室は期初に策定した監査計画に基づき、業務全般にわたる内部監査を実施しております。被監査部門に対しては監査結果を踏まえて改善指導を行い、改善状況を報告させることにより、内部監査の実効性を図っております。

会計監査人は、有限責任あずさ監査法人を選任しており、監査計画に基づき監査を実施しております。
同監査法人および当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社との間には、特別の利害関係はありません。

業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人は次のとおりであります。

指定有限責任社員　業務執行社員：公認会計士　柏木勝広
指定有限責任社員　業務執行社員：公認会計士　楠元宏

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、コーポレート・ガバナンスを充実することが株主の利益を重視した経営を実現する上で重要であると考えており、経営の透明性と効率性の向上ならびに経営環境の変化へ迅速に対応するために執行役員制度を採用しており、経営の意思決定および監督機能と執行機能を分離しております。 また、取締役の任期を1年としており、毎事業年度における取締役の経営責任をより明確化するなど、ガバナンス体制の充実を図っております。監査役につきましては、提出日現在、監査役5名のうち3名が社外監査役であり、いずれも法令、財務および会計等について専門的な知見を有し、中立的・客観的な見地から経営監視の役割を担っております。

また、経営内容の迅速な情報開示に努めるとともにインターネットのホームページを通じて経営理念、環境方針、品質方針、投資家情報等の提供を行うなど、公正性と透明性を高めることに努め、すべてのステークホルダーの皆様との信頼関係をより強固なものにし、企業価値の安定的向上を目指してまいります。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	株主の皆様が株主総会へ出席しやすいように集中日を避けて日程の設定をしています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	適時開示資料・会社説明会資料等は発表の都度、トピックスについても適宜掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営管理部	
その他	決算発表を、地域記者クラブ（浜松経済記者クラブ）にて実施しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「わたくしたちは、人間尊重をもとにたえまない革新を通じ、人々の幸せづくりに貢献します」を企業理念に掲げ、行動指針に基づき活動しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境ISO14001を認証取得し、環境方針を制定し、環境活動への取り組みを積極的に推進しております。環境方針は当社のホームページでも公開しております。CSR活動についても、社会から信頼され、模範となる企業風土作りを目指し、コンプライアンス基準を制定し取り組んでおります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1．　当社は、平成18年5月11日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針について決定し、平成27年5月13日開催の取締役会において、一部改訂をしております。

1) 取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
　当社は、「株式会社ユニバンス　コンプライアンス基準」をコンプライアンスの行動規範とし、周知徹底を図っております。また、年一度コンプライアンス月間を設け全員に徹底を図っております。
　また、内部監査室にてコンプライアンスの状況をモニタリングしております。

2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
　法令および社内規程に従い取締役の職務執行に係る情報を文書により保存しております。また、取締役および監査役は、常時これらを閲覧できるものとなっております。

3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
　事業に関連する様々なリスクに適切に対応するために、環境、安全、生産、品質等の会議体・委員会を設け、活動を行っております。
　リスクの低減に積極的に取組むために、内部統制の研修を全社的レベルで実施しております。

4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
　経営環境変化へ迅速に対応できるよう、執行役員制度を平成14年６月より導入し、経営の意思決定および執行に対する監督機能と執行機能を分離した事業運営を図っております。

5) 当該株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1)ユニバンスグループの経営ビジョン・中期経営計画を制定し、国内外のグループ会社に展開しております。
(2)当社は、関係会社における業務の適正を確保するため、関係会社管理規定を制定し、事前協議・承認事項・報告事項を定め、当社関係部署による指導、支援、監督を行っております。
(3)重要事項についての定期的な事前協議・報告を通じて、関係会社の経営・事業活動を適切に管理・監督し、関係会社の業務の適正性・適法性を確保しております。

6) 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
　当社は、現在監査役の職務を補助する使用人は配置いたしておりませんが、法令に従い監査役から求められた場合には、監査役と協議の上、必要に応じて使用人を置くことといたします。

7) 取締役、執行役員および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告する体制
　取締役、執行役員および使用人は、当社および当社グループに著しい損害を及ぼす事実がある場合は、その内容を速やかに監査役に報告することとしており、また、監査役の求めに応じて会社の業務執行状況についても報告しております。なお、監査役は、取締役会をはじめとする重要な会議への出席や、稟議内容をはじめとし通常業務および財産の状況調査を随時行う体制となっております。

8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
　監査役は、代表取締役および会計監査人との間で、必要に応じて意見交換を行い、取締役、執行役員および使用人に対して個別にヒアリングを実施しております。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

　当社は、不当な要求を行う反社会的勢力に対しては、会社として毅然とした態度で臨み、外部専門機関と連携をとり、その不当要求には絶対に応じないことを基本方針とします。
　また、従業員向けのコンプライアンス(法令遵守)基準においてもこの方針を明記し、外部専門機関からの情報活用により、定期的に社内への注意喚起を行なっております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり

該当項目に関する補足説明

当社は、平成26年6月26日開催の第81回定時株主総会において、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続の件」について、その有効期限を3年間として承認されました。以下、その対応方針の概略をご説明いたします。

※会社の支配に関する基本方針
当社の株式の在り方について、当社は、株主は株式等の市場での自由な取引を通じて決まるものと考えております。従いまして、当社の株式に対する大規模買付提案があった場合でも、これを一概に否定するものではありません。
しかしながら、近年わが国の資本市場においては、株主に買収内容を判断する為に必要な合理的な情報・期間を十分に与えることなく、一方的に大規模買付提案を強行する動きが顕在化しており、これら大規模買付提案の中には、濫用目的によるものや、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの等、企業価値および株主共同の利益を毀損するおそれのあるものも想定されます。
当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業理念、当社の企業価値の源泉、当社のステークホルダーとの信頼関係を理解し、当社の企業価値および株主共同利益を中長期的に確保・向上させるものでなければならないと考えております。
従いまして、当社の企業価値および株主共同利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案又は、これに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

※本対応方針導入の目的
当社は株主の皆様が大規模買付者による大規模買付行為に応ずるか否かを判断する場合において、大規模買付者から一方的に提供される情報だけでなく、当社の事業特性を十分に理解している当社取締役会の大規模買付行為に対する適切な評価・意見等が株主に適切に提供されることが重要と考えております。このことが会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値および株主共同利益を確保・向上させると考えます。以上の考えに基づき、当社取締役会は大規模買付行為に際して、株主の皆様が買付に応じるか否かを株主の皆様に適切に判断していただけるように、取締役会が大規模買付者から必要な情報を入手するとともに、その大規模買付行為や買付提案を評価・検討する時間を確保し、株主の皆様へ代替案を含めた判断のために必要な情報を提供することを目的として、大規模買付行為に関するルール（以下、大規模買付ルールといいます。）を定めることといたしました。

※大規模買付ルールの内容
大規模買付ルールとは、大規模買付行為に先立ち、事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に初めて大規模買付行為を開始することを認める、というものです。大規模買付ルールの概要は以下のとおりです。
（1）意向表明書の当社への事前提出
大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社取締役会宛に、日本語で記載された「意向表明書」提出していただきます。当該意向表明書には、大規模買付者の氏名または名称、住所または所在地、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為の概要ならびに大規模買付ルールに従う旨の誓約を記載し、提出していただきます。
また、大規模買付提案があった事実および当社取締役会に提案された大規模買付情報は、当社株主の皆様の判断の必要性を考慮し適宜開示します。

（2）大規模買付情報の提供
当社はこの意向表明書の受領後10営業日以内に、大規模買付者に対して、当社株主の皆様の判断および当社取締役会としての意見形成のために日本語による必要かつ十分な情報（以下、大規模買付情報といいます）の提供を受けるためにその必要なリストを当該大規模買付者に交付し、大規模買付情報の書面での提供を依頼します。
大規模買付情報の具体的内容は大規模買付者の属性および大規模買付行為の内容によって異なりますが交付項目の一部は以下のとおりです。

a. 大規模買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および各組合員（ファンドの場合）その他の構成員を含む）の詳細（具体的名称、資本構成、財産内容等を含む）
b. 大規模買付の目的、方法および内容(買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実行の蓋然性等を含む)
c. 大規模買付の価格の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報）
d. 大規模買付に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容（少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含む）
e. 大規模買付の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含む）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容）
f. 大規模買付者が当社取締役会に提案する当社および当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策
g. 大規模買付の後における当社および当社グループの従業員、取引先、顧客その他の当社に係るステークホルダーの処遇方針

（3）取締役会による評価期間
当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し大規模買付情報の提供を完了した後、60日以内(対価を現金(円貨)のみとする公開買付による当社全株式買付の場合)又は90日以内(その他の買付行為の場合)の日数を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、取締役会評価期間といいます）として設定します。当社取締役会は、大規模買付情報の提供が完了した場合には、速やかにその旨および取締役会評価期間が満了する日を公表いたします。
取締役会評価期間中、当社取締役会は適宜必要に応じて外部専門家の助言を受けながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、開示します。また必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

詳細につきましては、当社ホームページ　http://www.uvc.co.jp　へ「会社の支配に関する基本方針および当社株式等の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)について」を記載しております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

＜コーポレート・ガバナンス体制図＞

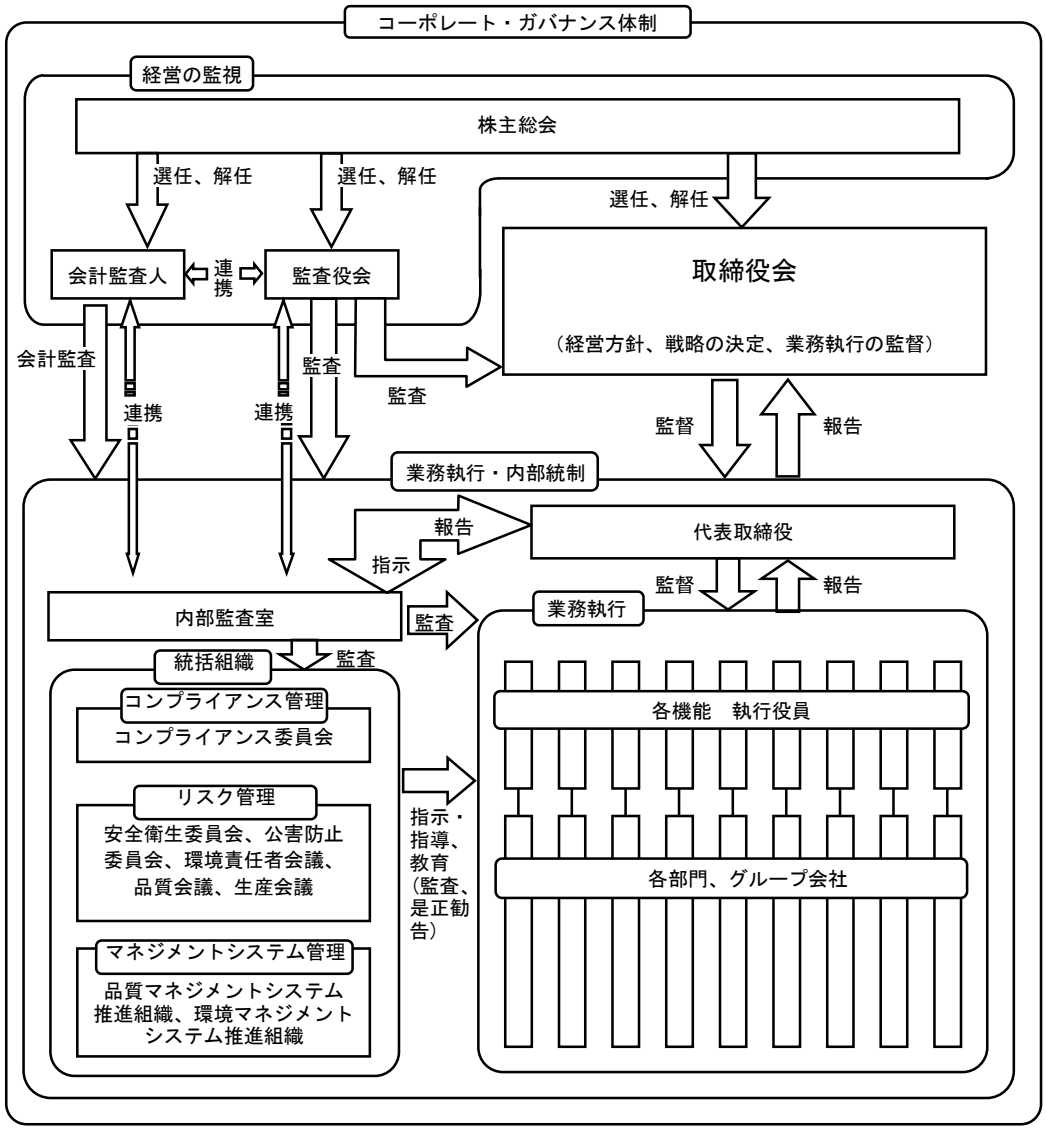

＜適時開示体制の概要＞

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

記

１．適時開示に係る基本方針

当社は、株主および投資家の皆様に正確かつ公平な情報を迅速に提供するため、株式会社東京証券取引所に定める適時開示規則（以下「適時開示規則」といいます。）に規定する情報を公開するほか、当社グループに関する有用な情報につきましても、積極的な開示に努めてまいります。

２．適時開示の社内体制

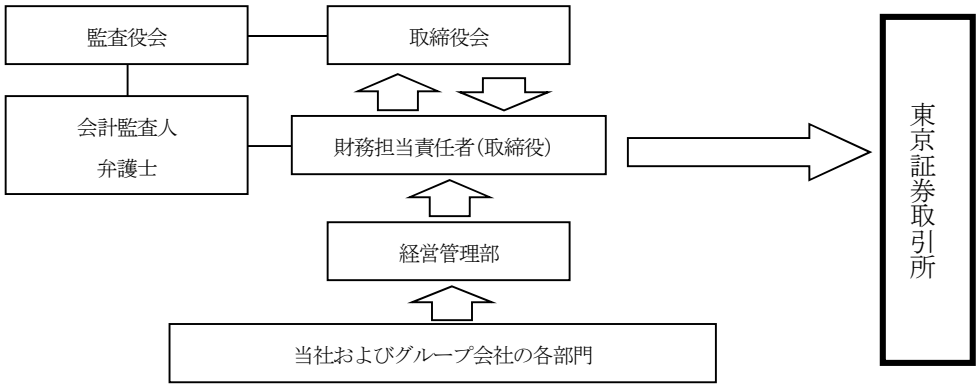

３．適時開示の内容

（1）決定事実

重要な決定事実については、原則として毎月１回開催する定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催することにより迅速な決定を行っております。決定された重要事実については、適時開示規則に従い、開示が必要か否か財務担当責任者（取締役）を中心に検討し、開示が必要となる場合には、迅速に行うよう努めております。

（2）発生事実

重要事実が発生した場合には、当該事実が発生したことを認識した当社および当社グループ会社の各部門から速やかに経営管理部に情報が集約され、その後財務担当責任者（取締役）を中心に当該情報の内容等の精査を行うとともに、適時開示規則に従い、当該情報の開示が必要となる場合には迅速に行うよう努めております。

（3）決算に関する情報

決算に関する情報については、経営管理部において決算財務数値を作成し、取締役会において承認のうえ、速やかに開示しております。

（4）その他

上記以外の開示情報についても、その都度、経営管理部にて開示情報の内容を立案し、財務担当責任者（取締役）の確認を経て開示しております。

上記いずれの開示におきましても必要に応じ監査役会、会計監査人および弁護士より助言、指導を受けております。

以　上